

平成 22 年度 いいたてヘルパーステーション
訪問介護事業計画

1. 基本方針

ご利用者が可能な限り、その人らしいその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、身体介護をはじめ生活援助を支援していく。

また、そのご家族と共に、ご利用者に対し、より良い介護援助方法や相談等を受け、自立支援に向けたサービスの提供をする。

2. 利用対象者

要介護状態等にある高齢者

3. 重点事業項目

(1) サービス内容の質を確保するため、ケアプランに基づき、ご利用者の生活スタイルにあったサービスを提供する。

また、統一した介護や支援ができるよう、毎月の定例会で介護技術等についての自主研修を行う。特に調理については、地域的な食習慣やご利用者が食べやすい形、軟らかさなど細かい部分に気配りながら調理するなど、サービス提供の質の向上を努める。

(2) ステーションにおいて、ケア会議を毎週月曜日に行い、ご利用者の持っているニーズの把握や問題等を早期に分析し、解決に向けて取り組んでいくとともに、同時に介護者の立場も考慮し支援していく。

(3) 潜在能力を引き出し機能低下の予防を図る。

(4) ご利用者の抱えている問題を把握し、居宅支援事業所・包括支援センターともに連携を取り問題解決に繋げて行く。

(5) ご利用者のニーズを把握し日常生活を安全且つ安心して過ごせるよう支援する。

(6) 緊急時に冷静且つ迅速な対応ができるよう、毎月の定例会で緊急時の確認やその対応方法についての勉強会を行う。

(7) 職員と、ご利用者及び介護者、他事業所間との連絡ノートを活用する。

(8) 申し送りや連絡を密に行う。また、他事業所との連携も密にし関連したサービスに繋げる。

(9) 一人暮らしや、高齢者世帯の安否確認等を行い安心して生活できるよう支援する。

(10) コミュニケーションを図ることはもとより、ご利用者の意思を尊重しながら本人のできることは本人ができるよう支援する。

(11) ご利用者の身体状況に応じ、自立に向けた生活を営めるよう支援する。

(12) プライバシーを保護し個人情報の保護に努める。

(13) 言葉使いには十分注意し、ご利用者に不快感を与えない。また、常に、サービスを提供させて頂くという気持ちで接する。

4. 通常事業内容

(1) 身体の介護に関すること。

- ①食事の介助 ②清拭・入浴介助 ③排泄の介助 ④身体整容 ⑤体位交換
- ⑥衣類の交換 ⑦移乗・移動の介助 ⑧就寝・起床の介助

(2) 生活に関すること。

- ①掃除 ②洗濯 ③ベットメイク ④衣類の整理・被服の修理 ⑤相談に関すること。
- ⑥一般的な調理・配下膳 ⑦買物・薬の受け取り ⑨ポータブルトイレの処理

5. 職員の配置

- ・所長 1 名、サービス提供責任者 1 名、介護員 5 名（入浴介護兼務 3 名）

平成 22 年度 いいたてヘルパーステーション
介護予防訪問介護事業計画

1. 基本方針

ご利用者が可能な限り、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、身体介護をはじめ生活援助を支援していく。

また、そのご家族と共に、ご利用者に対しより良い介護援助方法や相談等を受け、要介護状態にならないよう、自立支援に向けたサービス提供をする。

2. 利用対象者

要支援状態にある高齢者

3. 重点事業項目

(1) サービス内容の質を確保するため、ケアプランに基づき、ご利用者の生活スタイルにあったサービスを提供する。

また、統一した支援等ができるよう、毎月の定例会で支援技術等についての自主研修を行う。特に調理については、地域的な食習慣やご利用者が食べやすい形、軟らかさなど細かい部分に気配りながら調理するなど、サービス提供の質の向上を努める。

(2) ステーションにおいて、ケア会議を毎週月曜日に行い、ご利用者の持っているニーズの把握や問題等を早期に分析し、解決に向けて取り組んでいくとともに、同時に介護者の立場も考慮し支援していく。

(3) 潜在能力を引き出し機能低下の予防を図る。

(4) ご利用者の抱えている問題を把握し、居宅支援事業所・包括支援センターともに連携を取り問題解決に繋げて行く。

(5) ご利用者のニーズを把握し日常生活を安全且つ安心して過ごせるよう支援する。

(6) 緊急時に冷静且つ迅速な対応ができるよう、毎月の定例会で緊急時の確認やその対応方法についての勉強会を行う。

(7) 職員と、ご利用者及び介護者、他事業所間との連絡ノートを活用する。

(8) 申し送りや連絡を密に行う。また、他事業所との連携も密にし関連したサービスに繋げる。

(9) 一人暮らしや、高齢者世帯の安否確認等を行い安心して生活できるよう支援する。

(10) コミュニケーションを図ることは基より、ご利用者の意思を尊重しながら本人のできることは本人ができるよう支援する。

(11) ご利用者の身体状況に応じ、自立に向けた生活を営めるよう支援する。

(12) プライバシーを保護し個人情報の保護に努める。

(13) 言葉使いには十分注意し、ご利用者に不快感を与えない。また、常に、サービスを提供させて頂くという気持ちで接する。

4. 通常事業内容

(1) 身体の介護に関すること。

- ①食事の介助 ②清拭・入浴介助 ③排泄の介助 ④身体整容 ⑤体位交換
 - ⑥衣類の交換 ⑦移乗・移動の介助 ⑧就寝・起床の介助
- (2) 生活に関すること。
- ①掃除 ②洗濯 ③ベットメイク ④衣類の整理・被服の修理 ⑤相談に関すること。
 - ⑥一般的な調理・配下膳 ⑦買物・薬の受け取り ⑨ポータブルトイレの処理

5. 職員の配置

- ・所長 1 名、サービス提供責任者 1 名、介護員 5 名(兼務 3 名)

平成 22 年度 いいたてヘルパーステーション
障がい者自立支援訪問介護事業計画

1. 基本方針

ご利用者の尊厳、基本的人権を尊重し、専門職としての自覚を持ち、ご利用者がその有する能力及び、適正に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護をはじめ生活援助を支援していく。

また、その家族と共に、ご利用者に対し、より良い介護援助方法や相談等を受け、在宅介護が苦にならないようサービスの提供をする。

2. 利用対象者

身体障がい者、知的障がい者、重度障がい者、児童

3. 重点事業項目

- (1) サービス内容の質を確保するため、介護計画に基づき、よりきめ細やかなサービスを提供する。
- (2) ステーションでケア会議を持ち、ご利用者の持っているニーズの把握や問題等を早期に分析し、解決に向けて取り組んでいく。また、介護者の立場も同時に考慮し支援していく。
- (3) 潜在能力を引き出し機能低下の予防を図る。
- (4) 介護者の抱えている問題への支援、心身面への細やか心配りと傾聴により心の安定を図る。
- (5) ご利用者のニーズを把握し、安心且つ安楽なサービス提供をできるようにする。
- (6) ヘルパーと、ご利用者及び介護者、他事業所間との連絡ノートを活用する。
- (7) 一人暮らしの安否確認等をし、安心して生活できるよう支援する。
- (8) コミュニケーションを図り、ご利用者の意思を尊重しながら、本人のできることは本人ができるよう支援する。
- (9) より質の高いサービスを提供するため、市町村や包括支援センターとの連携を図る。
- (10) 言葉使いには十分注意し、ご利用者に不快感を与えない。また、常に、サービスを提供させて頂くという気持ちで接する。
- (11) プライバシーを保護し個人情報の保護に努める。

4. 通常事業内容

- (1) 身体介護に関すること。
①食事の介助 ②清拭・入浴介助 ③排泄の介助 ④身体整容 ⑤体位交換
⑥衣類の交換 ⑦移乗・移動の介助 ⑧就寝・起床の介助
- (2) 生活に関すること。
①掃除 ②洗濯 ③ベツトメイク ④衣類の整理・被服の修理 ⑤相談に関すること。
⑥一般的な調理・配下膳 ⑦買物・薬の受け取り ⑨ポータブルトイレの処理

5. 職員の配置

・所長 1 名、サービス提供責任者 1 名、介護員 5 名(兼務 3 名)

平成22年度 いいたてヘルパーステーション
訪問入浴介護事業計画

1. 基本方針

要介護状態等にある方を対象に、看護及び介護職員が安全かつ迅速に快適な入浴サービスを提供する。

- (1) 個々の心身の状況及び潜在している能力に応じた入浴介助を行う。
- (2) 自分が介護されているという安心感を、定期的な訪問入浴で感じていただくと共に、生活機能を維持、向上させられるよう支援し、併せてご家族の介護負担軽減を図る。
- (3) 関連機関との密な連携をとりより良いサービスに努める。

2. 重要事業項目

(1) 安全かつ楽しい入浴を提供

専門的な入浴技術を得た者がサービスを提供することによって、ご利用者の方に安全かつ楽しい入浴を味わって頂く。また、入浴中もできるだけ会話するように努め安心感を与え、身体の清潔を保つことで心身の苦痛と緊張を緩和し、生きがいと意欲をもたらす。

(褥そうの改善、治癒効果を期待する。)

- ① 訪問入浴マニュアルに従い手順を省略せず、事故のないよう確認しながら行う。
 - ② 本人が自覚していない病態の変化を含め、健康状態の異常を早期発見することに心がける
 - ③ ご利用者及び介護者の的確なニーズ把握と分析を行い、その時に必要な処置とサービスを行い、その経緯等を必要に応じ担当ケアマネージャーにも提供する。
 - ④ 常に服装や言語に気を付けながら、笑顔を忘れず会話を重視する。
 - ⑤ 入浴剤の種類（香りの種類）を整え、ご利用者の好むものを使用し楽しい入浴に努める。
 - ⑥ 安全で安心な入浴介護が行えるよう感染症の予防に努める。
- (2) 関係機関との連携
- ① 医療処置を受けられている場合は、医師の指示に従ったサービスを行う。また、医師の往診や訪問看護サービスを利用している方には連絡ノートを活用し連携を図る。
 - ② 新規利用の場合は、居宅介護支援事業所の担当ケアマネージャーと同行訪問し、実態調査を必ず行うと共に、連絡及び報告を密にする。
 - ③ 担当者会議等に参加し他事業所との連携を図る。
- (3) 利用者拡大に努める
- ① 初めて利用したいという方に対し、どのようなサービスなのか理解して頂くため、お試しご利用期間を設け無料で提供する。
 - ② 茶囲夢等の広報誌を活用し訪問入浴を理解していただく。

3. 通常事業内容

- (1) 入浴前のバイタルチェック及び食事摂取等のチェックを行い、医師の意見書でも確認

- し、常に安全な入浴に心がけ、ご利用者の心身の状況にあったサービスを提供する。
- (2) 体調不良と判断した場合や、ご利用者が何らかの事由により入浴を拒否している場合、無理な入浴を行わない。また、場合によっては往診をすすめる等、病気の早期発見に努める。
 - (3) ご利用者の介護等に関する悩み事や相談にも随時応じる。
 - (4) 看護及び介護職員は、サービスを提供するうえで、ご利用者及びご家族の知り得た情報を正当な理由なく第三者には漏らさない。
 - (5) 急変時には、ご家族・主治医・緊急連絡先へ可能な限り連絡すると共に、救急車を要請する等措置を講じる。

4. 職員の配置

- ・ 所長 1 名、准看護師 2 名（兼務 1 名）、介護員 2 名（兼務 1 名）

平成22年度 いいたてヘルパーステーション
介護予防訪問入浴介護事業計画

1. 基本方針

要支援者等にある方を対象に、看護及び介護職員が安全かつ迅速に快適な入浴サービスを提供する。

- (1) 個々の心身の状況及び潜在している能力に応じた入浴介助を行う。
- (2) 自分が介護されているという安心感を、定期的な訪問入浴で感じていただくと共に、生活機能を維持、向上させられるよう支援し、併せてご家族の介護負担軽減を図る。
- (3) 関連機関との密な連携をとりより良いサービスに努める。

2. 重要事業項目

(1) 安全かつ楽しい入浴を提供

専門的な入浴技術を得た者がサービスを提供することによって、ご利用者の方に安全かつ楽しい入浴を味わって頂く。また、入浴中もできるだけ会話するように努め安心感を与え、身体の清潔を保つことで心身の苦痛と緊張を緩和し、生きがいと意欲をもたらす。

(褥そうの改善、治癒効果を期待する。)

- ① 訪問入浴マニュアルに従い手順を省略せず、事故のないよう確認しながら行う。
- ② 本人が自覚していない病態の変化を含め、健康状態の異常を早期発見することに心がける
- ③ ご利用者及び介護者の的確なニーズ把握と分析を行い、その時に必要な処置とサービスを行い、その経緯等を必要に応じ担当ケアマネージャーにも提供する。
- ④ 常に服装や言語に気を付けながら、笑顔を忘れず会話を重視する。
- ⑤ 入浴剤の種類（香りの種類）を整え、ご利用者の好むものを使用し楽しい入浴に努める。
- ⑥ 安全で安心な入浴介護が行えるよう感染症の予防に努める。

(2) 関係機関との連携

- ① 新規利用の場合は、居宅介護支援事業所の担当ケアマネージャーと同行訪問し、実態調査を必ず行うと共に、連絡及び報告を密にする。
- ② 担当者会議等に参加し他事業所との連携を図る。

(3) 利用者拡大に努める

- ① 初めて利用したいという方に対し、どのようなサービスなのか理解して頂くため、お試しご利用期間を設け無料で提供する。
- ② 茶囲夢等の広報誌を活用し訪問入浴を理解していただく。

3. 通常事業内容

- (1) 入浴前のバイタルチェック及び食事摂取等のチェックを行い、医師の意見書でも確認し、常に安全な入浴に心がけ、ご利用者の心身の状況にあったサービスを提供する。
- (2) 体調不良と判断した場合や、ご利用者が何らかの事由により入浴を拒否している場合、

無理な入浴を行わない。また、場合によっては往診をすすめる等、病気の早期発見に努める。

- (3) ご利用者の介護等に関する悩み事や相談にも随時応じる。
- (4) 看護及び介護職員は、サービスを提供するうえで、ご利用者及びご家族の知り得た情報を正当な理由なく第三者には漏らさない。
- (5) 急変時には、ご家族・主治医・緊急連絡先へ可能な限り連絡すると共に、救急車を要請する等措置を講じる。

4. 職員の配置

- ・ 所長 1 名、准看護師 2 名（兼務 1 名） 介護員 2 名（兼務 1 名）

平成22年度 いいたてヘルパーステーション
訪問入浴介護事業計画
《障害者自立支援法における地域生活支援事業》

1. 基本方針

常に介護を要する方で、自宅の風呂では入浴できない方を対象に、看護及び介護職員が安全かつ迅速に快適な入浴サービスを提供する。

- (1) 個々の心身の状況及び潜在している能力に応じた入浴介助を行う。
- (2) 自分が介護されているという安心感を、定期的な訪問入浴で感じていただくと共に、生活機能を維持、向上させられるよう支援し、併せてご家族の介護負担軽減を図る。
- (3) 関連機関との密な連携をとりより良いサービスに努める。

2. 利用対象者

身体障がい者、知的障がい者、重度障がい者、児童

3. 重要事業項目

(1) 安全かつ楽しい入浴を提供

専門的な入浴技術を得た者がサービスを提供することによって、ご利用者の方に安全かつ楽しい入浴を味わって頂く。また、入浴中もできるだけ会話するように努め安心感を与え、身体の清潔を保つことで心身の苦痛と緊張を緩和し、生きがいと意欲をもたらす。

(褥そうの改善、治癒効果を期待する。)

- ① 訪問入浴マニュアルに従い手順を省略せず、事故のないよう確認しながら行う。
 - ② 本人が自覚していない病態の変化を含め、健康状態の異常を早期発見することに心がける
 - ③ ご利用者及び介護者の的確なニーズ把握と分析を行い、その時に必要な処置とサービスを行い、その経緯等を必要に応じ担当ケアマネージャーにも提供する。
 - ④ 常に服装や言語に気を付けながら、笑顔を忘れず会話を重視する。
 - ⑤ 入浴剤の種類（香りの種類）を整え、ご利用者の好むものを使用し楽しい入浴に努める。
 - ⑥ 安全で安心な入浴介護が行えるよう感染症の予防に努める。
- (2) 関係機関との連携
- ① 医療処置を受けられている場合は、医師の指示に従ったサービスを行う。また、医師の往診や訪問看護サービスを利用している方には連絡ノートを活用し連携を図る。
 - ② 新規利用の場合は、居宅介護支援事業所の担当ケアマネージャーと同行訪問し、実態調査を必ず行うと共に、連絡及び報告を密にする。
 - ③ 担当者会議等に参加し他事業所との連携を図る。
- (3) 利用者拡大に努める
- ① 初めて利用したいという方に対し、どのようなサービスなのか理解して頂くため、お試しご利用期間を設け無料で提供する。

② 茶囲夢等の広報誌を活用し訪問入浴を理解していただく。

4. 通常事業内容

- (1) 入浴前のバイタルチェック及び食事摂取等のチェックを行い、医師の意見書でも確認し、常に安全な入浴に心がけ、ご利用者の心身の状況にあったサービスを提供する。
- (2) 体調不良と判断した場合や、ご利用者が何らかの事由により入浴を拒否している場合、無理な入浴を行わない。また、場合によっては往診をすすめる等、病気の早期発見に努める。
- (3) ご利用者の介護等に関する悩み事や相談にも随時応じる。
- (4) 看護及び介護職員は、サービスを提供するうえで、ご利用者及びご家族の知り得た情報を正当な理由なく第三者には漏らさない。
- (5) 急変時には、ご家族・主治医・緊急連絡先へ可能な限り連絡すると共に、救急車を要請する等措置を講じる。

5. 職員の配置

- ・ 所長 1 名、准看護師 2 名（兼務 1 名）、介護員 2 名（兼務 1 名）